

- 5 「確認書類」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した書類を記載すること。
- 6 「確認結果等」の欄は、第21条の6第2号の規定に基づいて記載内容を確認した結果等について、以下を参考に記載すること。
 - (例1) 税務申告書類に添付した決算書と照合した結果、真正。
 - (例2) 有利子負債を期末に返済。
- 7 申請者ごとに区分して記載すること。